

(仮)南田中図書館の指定管理者制度導入についてより知っていただくために！！

(仮)南田中図書館 とは、

練馬区の 12 館目の図書館として、来年（2009 年）5 月開館予定。

南田中・高野台・富士見台およびその周辺地域のための図書館で南田中小学校の体育館との合築。

延床面積は約 900 m²の小規模館。

地域の方が気軽に利用できる、明るい、入りやすい、くつろげる「地域のための図書館」を目指す。

「環境」をキーワードとした図書館づくりを行い、さらに学校施設との合築であることを活かし、練馬区の図書館の「学校支援」事業のモデル図書館としての特色を持つ。

「学校支援」とは、図書館が主として、情報・モノ（資料）・ヒト（職員）の面で小・中学校を支援し、連携協力を深めていくことを指す。

具体的には、公立図書館と学校図書館の所蔵情報を共有したり、児童・生徒の「調べ学習」に必要な資料の円滑な貸借を進めたりする。さらに教員に対する資料・情報の提供や公立図書館の職員と学校図書館の司書教諭・学校司書との意見交換・交流まで含めて考えることができる。

指定管理者制度 とは、

練馬区では、2006 年度から実施された一部業務委託（カウンター委託）が、この春（2008 年度）光が丘・小竹・石神井図書館でも実施され、図書館全館一部業務委託体制となります。

指定管理者制度とは、業務委託とは異なり、図書館の場合では、図書館長も含め、まるごと一館の管理運営を指定管理者に任せることです。

民間の自由な発想や活力に期待し、経費節減ができると考えられていますが、その裏で働く人の低賃金化や不安定雇用を生み出すことにもなりかねません。

図書館の継続性・安定性・蓄積性を守れるのかも疑問です。

また、(仮)南田中図書館の特色である「学校支援」事業の実績を持つ企業や団体は現在、存在しません。

図書館協議会及び図書館運営協議会 とは、

図書館とは、図書館の役割とは・・・。

区民、利用者が望んでいる「本当の質のよいサービス」とは何か・・・。

図書館は、私たちの暮らしや仕事に密接に関わる、なくてはならない場所です。

図書館協議会とは、図書館法で図書館長諮問機関として位置づけられ、中・長期的な図書館のあり方を協議したり、図書館サービスの評価を行い、図書館の充実・発展に重要な役割を果すものです。

図書館運営協議会は、法律には基づかず教育長の諮問機関となります。